

いわきニュータウンこもれびのまち「ひだまり一番街」まちづくり指針

【目的】

いわきニュータウンこもれびのまち「ひだまり一番街」において、環境共生のコンセプトに基づき、こもれびのまちのシンボルとなる環境共生型コミュニティ道路を中心とした区域において自然環境と共生し、緑豊かなまちなみを形成、維持、管理していくことを通じて、「人とまちと自然に触れ合う」ことを目指すため、以下に建築物、緑化及び維持管理に関する事項を掲げ、当地区の快適で心地よい住環境、健康的で安全な住環境を形成していくことを目的とします。

【まちづくりの指針】

1. 総論

- (1) この指針の対象とする区域は、別図に表示する区域とします。
- (2) 敷地の最低面積、建築物の用途、意匠、外構、緑化等については、いわき市中央台高久一丁目第一地区建築協定・緑地協定を適用します。

2. 建築物等に関する事項

A 自然エネルギーの利用、省エネルギー等による自然にやさしい環境共生に配慮した家づくりの促進等

- (3) 建築物の設計・施工にあたっては、高断熱性、高気密性を確保し、また、太陽光発電等の自然エネルギーの利用等に配慮し、自然にやさしい環境共生型の家づくりを積極的に進めるものとします。

- (4) 建物の向きに別図の通りとする。ただし、独立行政法人都市再生機構が認めたものは、この限りではない。

B ユニバーサルデザイン

- (5) 建築物の設計・施工にあたっては、高齢者や幼児、障害者、妊娠婦、傷病者等のハンディキャップのある人も含め、誰もが円滑に生活できるように十分に配慮して下さい。

- (6) 敷地入口から地盤面まではスロープ、段差を押さえた階段、手すり等を設置することによりハンディキャップのある人も含め、誰もが円滑に移動できるよう十分に配慮して下さい。

- (7) 車椅子の方を含め、誰もが乗り降りしやすい駐車場として下さい。

C 外壁の後退距離

- (8) コミュニティ道路（別図）に面する外壁の後退距離は、「3. 緑化に関する事項」と「4. 植栽等の維持管理に関する事項」を遵守できるように、2.0メートル以上とします。コミュニティ道路以外の区画道路、通路、隣地に面する外壁の後退距離はいわき市中央台高久一丁目第一地区建築協定を適用します。

D 駐車場の舗装面

- (9) 宅地内の駐車場の舗装面は、少なくともコミュニティ道路寄りの最低0.5メートル部分には石畳を敷き、環境共生をコンセプトとしたまち全体の雰囲気の滲み出しを図るものとします。その他の部分の仕上げに関しても、雨水処理等において環境共生を意

識したつくりこみに努めるものとして下さい。

3. 緑化に関する事項

- (10) まち全体の緑量の確保、景観上的一体感及び調和を図るため、コミュニティ道路の北側に面する宅地においては、まち全体として季節が感じられるよう落葉樹を、コミュニティ道路の南側に面する宅地においては、柔らかなまちなみを感じさせる常緑樹を、コミュニティ道路沿いに最低1本植樹するとともに、併せて低木（ツツジ類）を植栽して下さい。
- （落葉樹の樹種）エゴノキ、カツラ
（常緑樹の樹種）シラカシ、ウバメガシ、カンツバキ
- (11) その他、玄関へのアプローチ部など敷地内の植栽に努めて下さい。
- (12) テラス・バルコニー等についても植木鉢、プランター等で積極的に緑量を増やすよう努めて下さい。

4. 植栽等の維持管理に関する事項

- (13) 植栽等の維持管理については、統一感のあるまちなみと良好な住環境を確保することにより、まち全体としての魅力を高め、宅地としての資産価値の増進を図り、また、植栽の維持管理の活動を通じたコミュニティの醸成を目的としています。そのため以下の項目について遵守するものとします。
- ①コミュニティ道路沿いの擁壁下部に植栽されているヤマボウシ、オタフクナンテンについては、保護、育成に努め、枯損した場合は同樹種にて補植するものとします。
- ②その他、緑豊かな街区形成を目指して、樹木等の保護、育成に努め、また、落葉の清掃にも努めて下さい。

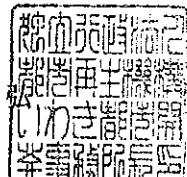
【責務】

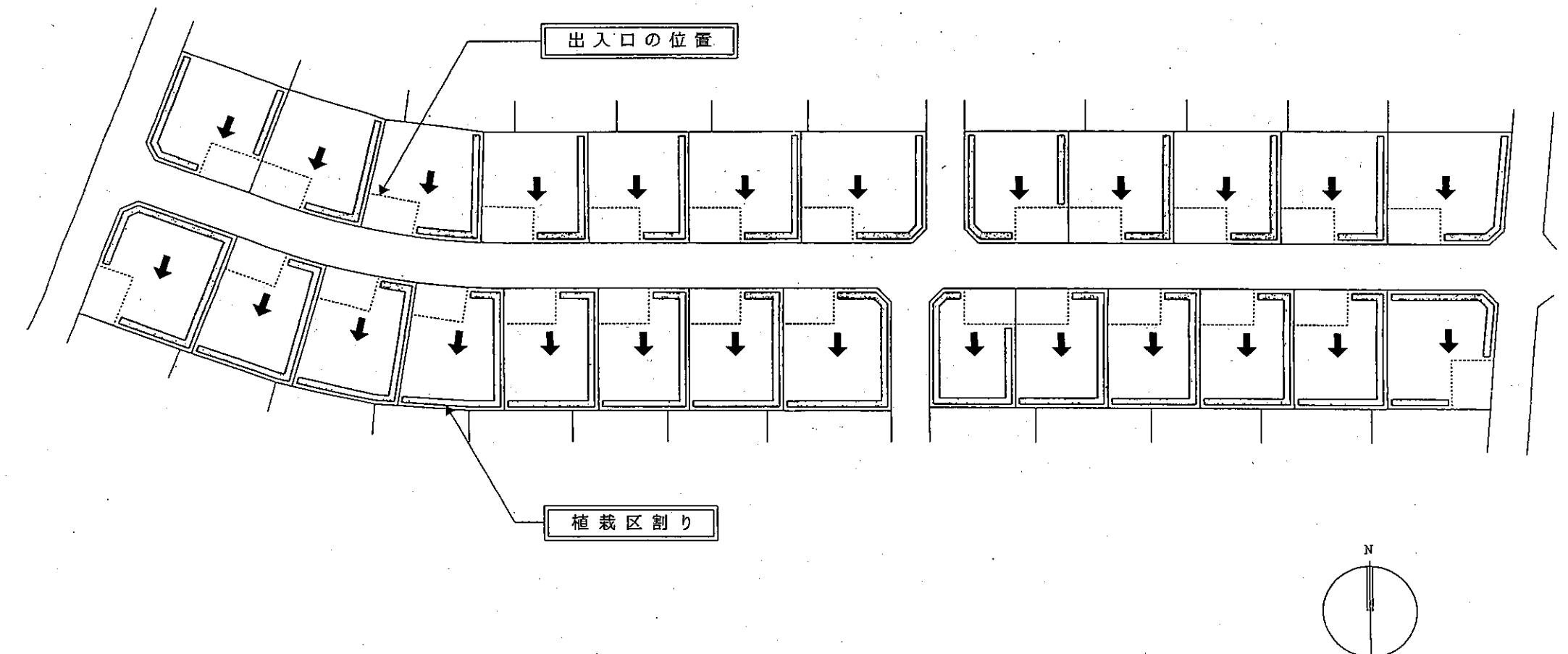
- この区域内の土地所有者、及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）は、建築協定、緑地協定とともに、この指針をまちづくりの目標のひとつとして、まち全体の良好な環境の維持に努めて下さい。
- 土地の所有者等は、建築物の建築、樹木の植樹等まちづくりに関する行為を行う場合は、事前に届け出をして下さい。
- 土地の所有者等が所有権等を移転する場合は、新たに権利を取得する者に対しこの指針の内容を説明し、新たに権利を取得する者はこれを継承して下さい。
- 賃借権を有する建築物の所有者は、それぞれの建築物の管理運営に関する規約を制定し、賃借者に対してもこの地域の環境維持の意識を持たせるよう努めて下さい。
- この指針の内容の変更及び廃止は、土地の所有者等の過半数の合意によるものとする。

【補則】

この指針は、当地区の住民の方々等で組織される建築協定運営委員会等に運営していくものですが、住民の方々による建築協定運営委員会等が設置されるまでの間については、独立行政法人都市再生機構いわき都市開発事務所において、その事務を代行することとします。

平成16年10月7日 独立行政法人都市再生機構 いわき都市開発事務所
所長 阿高





ひだまり1番街植栽区割図
建物向き図

こもれびのまち「ひだまり一番街」 対象区域図

中央台高久一丁目

き公園

古沼公園

保育所

幼稚園

桃木沢公園

業務居住地区

沿

道

利

用

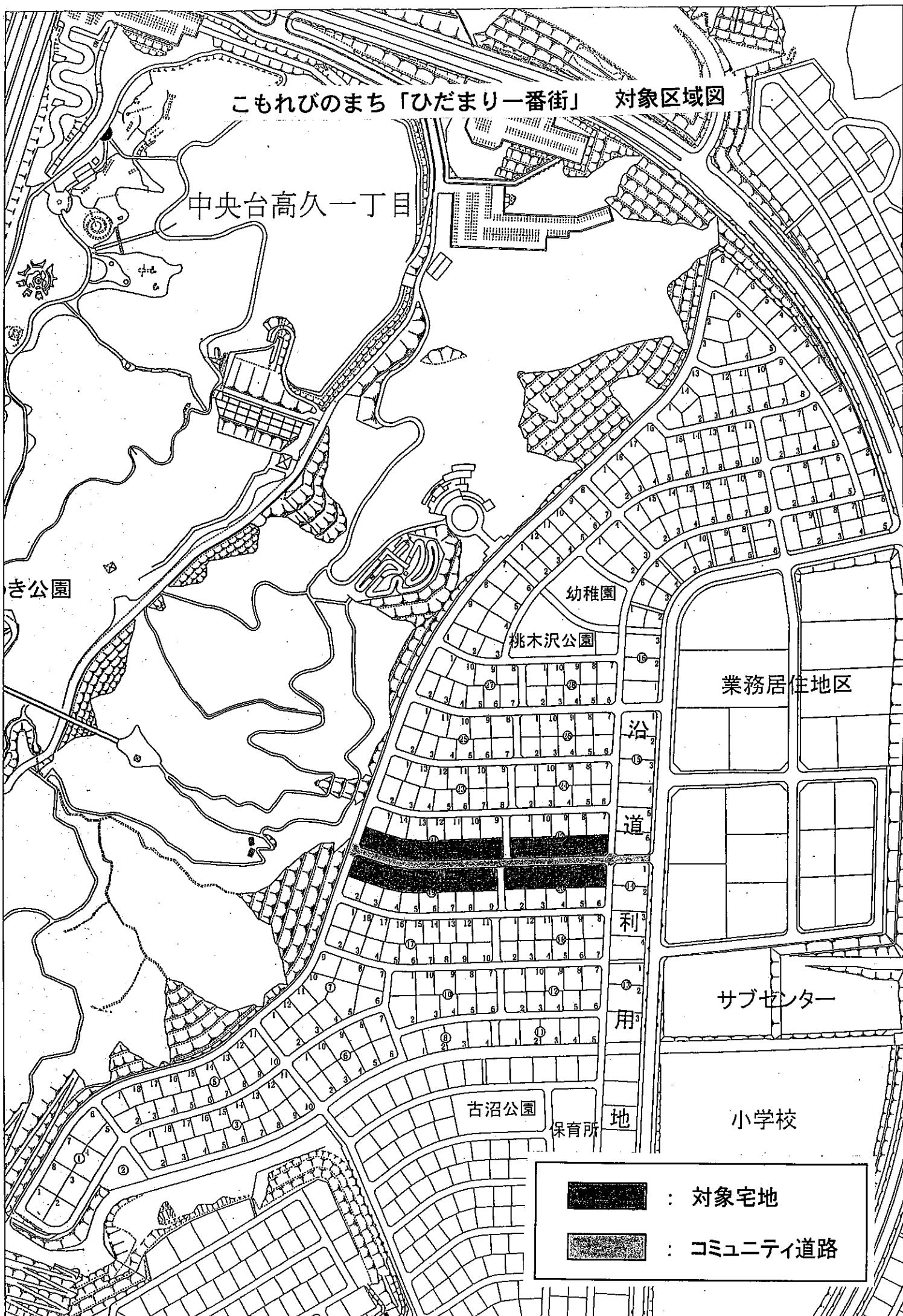
地

サブセンター

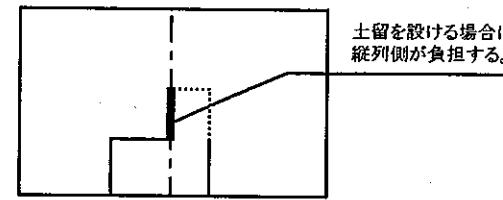
小学校

： 対象宅地

： コミュニティ道路



■ 平成 16 年度 こもれびのまち「ひだまり一番街」 チェックリスト ■

地番 高久一丁目 (会社名)			提出日	自己チェックをし 隣いわきニュータウンセンターに提出すること。	判定に○, △, -, を記入する。 △は判定がつかない時。-は該当しない時		
■ 敷地、外構に関する共通事項				■ 建築物に関する共通事項			
チェック項目	仕様	判定	備考	チェック項目	仕様	判定	備考
出入口の長さ			原則として、現況の開口部(8m)の改廃は行わない。	GLの設定			現状地盤面(擁壁天端)
			やむを得ず開口部を改廃する場合には、道路の隅切部を避け、建築協定に準ずるものとする。	建築物の向き			原則として南向とする。
駐車場の取り合い			並列型か縦列型とする。	建築物の意匠			和風・洋風は問わない。
駐車場の舗装面			最低0.5m部分には石畳を設ける。	建築物の階数			2階建てを基本とし、平屋建でも可とする。
アプローチ			敷地入口から地盤面まではスロープ、段差を押された階段、手すり等を設置し、誰もが円滑に移動できるよう十分に配慮するものとする。	建築物の軒の高さ			地盤面から7m以下とする。
ペア駐車場の取り合い			隣接宅地との調整(土留擁壁、工事スケジュール等)を行う。 	外壁の後退距離(境界からの離れ) *1			コミュニティ道路に面する側は2.0m以上
				高齢者等への配慮			コミュニティ道路以外の区画道路及び通路に面する側は1.5m以上
				環境への配慮			隣地に面する側は1.0m以上
コミュニティ道路の北側に面する宅地(南入宅地)			落葉樹の樹種:エゴノキ、カツラの中から選択	スッキリポールは出来るだけ使わないようとする。			
コミュニティ道路の南側に面する宅地(北入宅地)			常緑樹の樹種:シラカシ、ウバメガシ、カンツバキの中から選択				
コミュニティ道路に面する側の植栽			低木(ツツジ類)を植栽するものとする。				
隣地に面する側の植栽			生垣を設けるものとする。				
物置の位置			配置計画の時点から使いやすい場所を想定(点線で)しておく。				
物置及び屋外設備機器等の目隠しの植栽			道路側から見える場合は植栽を設けるものとする。				
<p>※注意事項</p> <p>■ 建築協定、緑地協定、まちづくり指針を遵守すること。</p> <p>■ 駐車場堀込みの場合の、隣地境界部分の土留め擁壁は、堀込みする側(原因者)にて行うものとする。</p> <p>■ 隣地境界線に面する側の植栽工事を行う際、土留めブロックが必要な場合は、隣接する各ハウスメーカーにて互いに連絡、調整すること。</p> <p>■ ペア駐車場の場合は、境界部分の土留擁壁が必要な場合は、隣接する各ハウスメーカーにて互いに連絡、調整すること。</p> <p>*1. 緩和措置</p> <p>*1-1. 当該部分の外壁又はこれにかかる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>*1-2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5m²以内であること。</p>							